

No.	質問の内容	質問項目	回答
1	「プレゼンテーションの会場に入室できる者は、各法人3名以内とし、仕様書(案)に規定する業務管理者、主任相談支援員又は相談支援員として従事する予定の者とする」とありますが、見積額等の総務関係は別の部署の管轄になりますため、総務部の職員含めた3名での参加は可能でしょうか。	実施要領5ページの(4)プレゼンテーションの実施方法	ご質問の場合、不可とします。見積書の内容は詳細に記載するなど提出書類を工夫してください。
2	従事者3名以上を想定しているが、本事業の公益性や中立性のために相談支援員を外部相談支援事業者と再委託をする事は可能か。	仕様書3ページの(3)業務従事者	本事業の主たる業務の従事者(業務管理者、主任相談支援員、相談支援員)については再委託を想定しておりません。
3	相談における相談者のプライバシー配慮が重要と考えられるが、庁舎内における相談業務に際しては委託相談専用の面談室が確保されるのか。	仕様書4ページの(4)業務に必要な備品等①深谷市が用意するもの	委託相談専用として確保している面談室はありません。個室での面談が必要な場合は、他部署と共用の相談室(4室)を利用いただくか、面談時の参加人数によっては他の会議室を利用させていただきます。
4	個人情報の適正管理対策として、個人情報を管理するデータは指定のソフトやアプリケーション等があるか。また、現在比較的主流となっているクラウド型の「相談支援業務支援ソフト」を活用することは可能か。	仕様書5ページの7業務の適正実施に関する事項(4)個人情報の適正管理	指定のソフトやアプリケーションはありません。セキュリティを確保していただき、相談支援のためのソフトを利用することも可能です。
5	仕様書においては主任相談支援員及び相談支援員として従事する者の障害支援区分認定調査員研修の受講が定められているが、対象者別業務の内容の中には明記されていない。障害支援区分認定調査業務も委託業務に含まれるのか。	仕様書2ページの4相談支援に係る対象者別業務量(見込み)、仕様書4ページの(5)研修等	障害支援区分認定調査員研修は、相談支援員としての知識を深めるため受講していただきたいと考えています。認定調査業務は委託業務に含みません。
6	再委託は禁止だが、あらかじめ書面での承認を得た場合は一部を第三者に請け負わせることが出来るとあるが、いつの時点で再委託の承認が可能なのか。企画提案書の段階で予定人員については確約していることが前提条件と考えるべきか。	仕様書5ページの7業務の適正実施に関する事項(3)再委託の禁止	仕様書5ページの7業務の適正実施に関する事項(3)再委託の禁止中、「当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる」業務については、従たる業務(あくまで一例ですが印刷、資料整理、翻訳、アンケート回収等)を想定しています。本事業の実施にあたり、あらかじめ再委託を予定する業務については、再委託する業務の範囲、再委託を行う合理的理由、再委託の相手の商号、名称、住所を企画提案書に記載してください。再委託の承認は、実施要領P7 12契約(2)交渉の中にあります協議事項とします。2つ目の質問については、お見込みのとおりです。
7	プレゼンテーションの実施方法について、説明に用いることができる資料は事前に提出した企画提案書のみとあるが、内容が資料と一致していれば動画の使用は可能か。	実施要領6ページのウ	動画の使用は不可とします。